

○新潟市議会政務活動費収支報告書の閲覧に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市議会政務活動費収支報告書の閲覧に関する規程（平成20年新潟市議会規程第3号。以下「規程」という。）第5条の規定に基づき、政務活動費の収支報告書（以下「報告書」という。）の閲覧に関して必要な事項を定めるものとする。

(閲覧場所)

第2条 規程第3条第1項の規定する議長が指定する場所は、議会事務局とする。

(閲覧の手続)

第3条 報告書を閲覧しようとする者は、別記様式による閲覧受付簿に住所、氏名その他必要事項を記入しなければならない。

(報告書の写しの交付)

第4条 議長は、報告書の写しを交付することができる。

2 報告書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

3 写しの交付に要する費用は、片面1枚につき、白黒にあっては10円、カラーにあっては70円とし、写しの交付部数は、1人につき1部とする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

No.
政務活動費収支報告書閲覧受付簿
年 月 日
住 所
氏 名
1 閲覧をしようとする収支報告書
<input type="checkbox"/> 会派交付分 [年度分] <input type="checkbox"/> すべて <input type="checkbox"/> 一 部 []
<input type="checkbox"/> 議員交付分 [年度分] <input type="checkbox"/> すべて <input type="checkbox"/> 一 部 []
注1 閲覧をしようとする収支報告書の□に✓をつけてください。 2 一部を閲覧する場合は、会派交付分の場合は[]に会派名を、議員交付分の場合は[]に議員名を記入してください。 3 議員交付分の閲覧は、平成20年4月1日以後の交付分からすることができます。
2 写しの交付希望の有無
有 ・ 無
注 いずれかに○をつけてください。